

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 4月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード
1	1号機	発電機軸密封油装置密封油差圧計において、指示値の目盛板範囲からの逸脱が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GIII
2	2号機	所内用圧縮空気系圧縮機(B)気水分離器ドレントラップ(湿水分離器)均圧配管において、配管継手部に空気漏れ(約1cmの亀裂有り)が認められたため、当該継手部を点検・修理。	GIII
3	2号機	発電機軸密封油装置密封油差圧計において、指示値の目盛板範囲からの逸脱が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GIII